

杉並区住民基本台帳ネットワークシステム

運用監視委員会設置要綱

平成 20 年 12 月 26 日

杉 並 第 5 1 4 8 0 号

(設置)

第 1 条 杉並区において行う住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)の運用の状況を監視することにより、住民票に記載されている事項の適正な管理を確保し、もって区民の個人情報の保護に資するため、杉並区住民基本台帳ネットワークシステム運用監視委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 住基ネットの運用の状況に関し、区長に報告を求め、又は実地について調査すること。

(2) 区が実施するセキュリティ対策の評価を行い、その結果に関する報告を区長に提出し、かつ、これを公表すること。

(3) その他区長が必要と認める事項

2 委員会は、前項第 2 号の評価の結果に基づき、必要があると認めるときは、区長に対し、住基ネットの事務処理の体制について改善のため必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員 3 名をもって構成する。

2 委員は、個人情報の保護及び情報通信技術の利用に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、原則として年間 5 回開催するほか、委員長が特に必要があると認めるときは、臨時に開催することができる。

3 区長は、必要があると認めるときは、委員長に委員会の開催を求めることができる。

4 委員会は、その所掌事務を処理するため必要があると認めるときは、住基ネットを運用す

る区の職員その他の関係者（以下「職員等」という。）の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（会議の非公開）

第7条 会議は、公開しない。

（重要機能室等への立入り）

第8条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、区の職員の立会いの下に、電子計算機室等の重要機能室及び端末機の設置された場所等に立ち入ることができる。

（資料の提出等）

第9条 職員等は、委員会の求めに応じて、資料の提出、意見の陳述又は説明をしなければならない。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、区民生活部区民課とする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月4日から施行する。